

後発医薬品使用体制加算に関する院内掲示

当センターは【後発医薬品使用体制加算3】を算定しています

◆当センターは、**後発医薬品**を積極的に採用しています。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ機能・効果を持つ医薬品のことです。

先発医薬品より安価で、効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

◆当センターは、医薬品の供給不足が発生した場合、治療計画の見直し等、適切な対応が出来る体制を整えております。

状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございますが、その際は事前に説明させていただきます。

不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ね下さい。

令和5年3月

地方独立行政法人西都児湯医療センター 院長